

平成 24 年 7 月

お客様各位

新潟信用金庫

個人向け国債の中途換金調整額の計算方法の変更について

個人向け国債を保有しているお客様は、満期前に中途換金する場合、中途換金時の換金金額が「額面金額 + 経過利子相当額 - 中途換金調整額」となり、中途換金調整額をお支払いいただいておりますが、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成 23 年 12 月 2 日付で公布されたことにより、公社債の利子等についても復興特別所得税が課されることになりました。

これを受けて財務省では、個人向け国債（変動 10 年、固定 5 年、固定 3 年）の中途換金調整額の計算方法について、平成 25 年 1 月 10 日より下記のとおり変更することとしておりますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

変更前	変更後
直前 2 回分の各利子（税引前）相当額 × <u>0.8</u>	直前 2 回分の各利子（税引前）相当額 × <u>0.79685</u>

(注 1) 購入時に初回利子の調整額の払い込みがある場合は、上記の中途換金調整額から初回利子の調整額（税引前）相当額が差引かれます。

(注 2) 特例による中途換金（第 2 期利子支払日前までの中途換金）の場合は、上記の計算方法と異なります。

2. 変更の適用時期

平成 25 年 1 月 10 日に中途換金を行う（国が買い取る）分から適用されます。
なお、同日以前に発行された個人向け国債にも、この変更が適用されます。

本件の詳細につきましては、財務省ホームページをご覧ください。

<http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/houdouhappyou/240131chutokankin.pdf>

以 上

【お問合せ先】

経理部経理課（担当：^{とうの}當野）

TEL：025 222 3111